

かすみがうら市放課後児童健全育成事業運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領（長期継続契約）

1 案件名称 かすみがうら市放課後児童健全育成事業運営業務委託（長期継続契約）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

放課後児童クラブとは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする事業（放課後児童健全育成事業）であり、仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っている。

かすみがうら市における公設放課後児童クラブの運営については、目的に沿った運営体制の確保とさらなるサービスの質の向上を目指して、安定した経営基盤、高い専門性及び豊富なノウハウを有する事業者へ運営業務委託を行う。

これらを踏まえ、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 業務内容及び履行場所

別紙「かすみがうら市放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」（以下、仕様書という。）を参照。

(3) 事業規模（契約上限額）

総事業費	金	404,571,000 円
令和 8 年度	金	62,860,000 円
令和 9 年度	金	132,051,000 円
令和 10 年度	金	137,512,000 円
令和 11 年度	金	72,148,000 円

※本業務は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 1 第 7 号に該当するため、非課税として取り扱う。

(4) 履行期間

ア 契約期間 契約締結の翌日から令和 11 年 9 月 30 日まで

イ 準備期間 契約締結の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで

※当期間は、本業務を履行するための準備期間とする。

ウ 履行期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(5) 業務又は費用の分担区分

ア 本委託業務の分担区分は、仕様書〔別表 1〕のとおりとする。

イ 本委託業務に係る人件費は全て受注者の負担とする。また、人件費以外の費用分担は、仕様書〔別表 2〕のとおりとする。

(6) 市側から提供する資料

- ア かすみがうら市放課後児童健全育成事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領
 - イ かすみがうら市放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書
 - ウ 応募手続き等に関する提出書類一式
- ※市ホームページに掲載する。提出書類をダウンロードのうえ作成すること。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

かすみがうら市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

本市との協議が整わない場合、または受託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

毎月、業務完了後、履行の翌月に本市の検査を経て、受注者からの請求に基づき支払うこととする。

(3) 再委託について

受注者は、業務の全部又は主たる業務部分を第三者に委託することはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 予算の減額又は削除に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

4 応募資格に関する事項

次に掲げる項目をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく、かすみがうら市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。なお、かすみがうら市暴力団排除条例第7条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はかすみがうら市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年3月28日告示第148号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で

ないこと。(更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定が確定した後に入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(5) 本店所在地の都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税について未納がないこと。

(6) 公募された時点において次の要件を満たしている者。

ア 過去に県内において同種、同規模程度の放課後児童クラブ運営又は地方公共団体との契約を元請として締結し履行した実績を有すること。

5 スケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和8年4月14日(火)
参加申込書の受付	令和8年4月14日(火)～令和8年4月23日(木)
実施要領に関する質疑受付	令和8年4月14日(火)～令和8年4月17日(金)
質疑回答	令和8年4月21日(火)
参加資格審査結果の通知	令和8年4月27日(月)
企画提案書の受付	令和8年4月28日(火)～令和8年5月22日(金)
企画提案書に関する質疑受付	令和8年4月28日(火)～令和8年5月8日(金)
質疑回答	令和8年5月14日(木)
プレゼンテーションの実施	令和8年5月27日(水) 予定
審査結果の通知	令和8年6月3日(水) 予定
契約締結	令和8年6月中 予定

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格審査結果通知

ア 受付期間 令和8年4月14日(火)午前9時から令和8年4月23日(木)午後4時まで

イ 提出書類

(ア) プロポーザル参加意向表明書(様式1)

(イ) 参加資格に関する誓約書(様式2)

(ウ) 本店所在地の都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税の各納税証明書(令和4年から令和6年までに滞納がないことを証明する書類)

(エ) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書

(オ) 法人の定款(写し可)

(カ) 印鑑証明書

(キ) 過去に県内において同種、同規模程度の放課後児童クラブ運営又は地方公共団体との契約を元請として締結し履行した実績を有することを証する書類(契約書等の写し可)

ウ 提出部数 正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

エ 提出場所 かすみがうら市保健福祉部子育て支援課 大塚児童館

オ 提出方法 事前に電話にて来館日を連絡し、持参すること。

郵送による提出は、書留又は簡易書留にて受付期間内必着とする。

カ 応募申込の辞退について

応募申込を辞退するときは、辞退届出書（様式 4）を令和 8 年 4 月 23 日（木）までに提出すること。

キ 参加資格審査結果通知

令和 8 年 4 月 27 日（月）プロポーザル参加資格審査結果通知書により通知する。

（2）質問の受付と回答

ア 実施要領に関する質問

（ア）受付期限 令和 8 年 4 月 14 日（火）午前 9 時から令和 8 年 4 月 17 日（金）午後 4 時まで
（土日を除く）

（イ）回答日 令和 8 年 4 月 21 日（火）

イ 企画提案書に関する質問

（ア）受付期限 令和 8 年 4 月 28 日（火）午前 9 時から令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 4 時まで
（土日を除く）

（イ）回答日 令和 8 年 5 月 14 日（木）

ウ 提出方法

質問書（様式 3号）を以下のメールアドレスに送信すること。送信後、確認のため必ず保健福祉部子育て支援課大塚児童館へ電話連絡すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：ootsuka@city.kasumigaura.lg.jp

大塚児童館：電話番号 0299-59-4088

エ 回答方法

参加者全員に対して、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

（3）企画提案書の提出

ア 受付期間 令和 8 年 4 月 28 日（火）午前 9 時から令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 4 時まで

イ 提出部数 正本 1 部、副本 8 部の合計 9 部提出すること。

ウ 提出先 かすみがうら市保健福祉部子育て支援課 大塚児童館

エ 提出方法 事前に電話にて来館日を連絡し、持参すること。

郵送による提出は、書留又は簡易書留にて受付期間内必着とする。

オ 企画提案書の必須記載項目及び提出様式は以下のとおりとする。

（ア）応募申込書（様式 5 号）

（イ）誓約書（様式 6 号）

（ウ）企業の業務・運営実績に関する報告書（様式 7 号）

（エ）業務受託体制に関する提案書（様式 8 号）

（オ）運営理念及び事業実施方針に関する提案書（様式 9 号）

（カ）育成支援に関する提案書（様式 10 号）

（キ）学校及び地域との関係に関する提案書（様式 11 号）

（ク）衛生管理及び安全対策に関する提案書（様式 12 号）

（ケ）職場倫理に関する提案書（様式 13 号）

- (コ) 事業内容の向上に関する提案書 (様式 14 号)
- (サ) 費用に関する提案書 (様式 15 号-①)
- (シ) 積算内訳書 (様式 15 号-②)
- (ス) 会社案内のパンフレット等
- カ その他提出にあたっての留意事項
 - (ア) 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックス付きの仕切りを入れ、書類を順番に綴じること。
 - (イ) 提出された書類は、返却しない。
 - (ウ) 書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

7 選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、かすみがうら市放課後児童健全育成事業運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 選定方法

- ア 応募申込書(様式5)及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。
- イ 審査基準は、7(4)に掲げる項目により、審査委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。
- ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。
 - (ア) 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計
 - (イ) 企画提案評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
 - (ウ) 企業評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
 - (エ) 価格評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。
- オ 委員長及び各委員の評価点の平均値が60点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、審査委員会は、第1順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定業者なしとするかを協議し、決定する。
- カ 選定業者は、審査委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。
- キ 選定の結果、選定業者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーション

- ア 実施日 令和8年5月27日(水)を予定
 - ※正式な日時やプレゼンテーション会場等の詳細は別途通知する。

イ 実施場所 かすみがうら市役所中央庁舎

ウ 実施時間 1 事業者につき 30 分程度

(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度)

※なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 出席者 3 人以内とする。(本業務の担当予定者を含むこと)

オ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(イ) パソコン等の機材を使用する場合は出席者が用意すること。スクリーンは市において用意する。

また、使用する会場の環境を確認する必要があることから企画提案書の提出期限内に連絡すること。

(ウ) 持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(4) 審査基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

項目	評価の内容・視点	配点
【企業評価】	1 企業の業務・運営実績	
	(1) 業務実績の内容 放課後児童健全育成事業の運営実績及び地方公共団体からの受託実績がある [5 点]	15 点
	(2) 放課後児童健全育成事業の運営又は受託内容 [5 点]	
	(3) 経営母体の財政健全性 [5 点]	
【企画提案評価】	1 業務受託体制	
	(1) 業務を受託するうえでの体制整備 [5 点]	75 点
	(2) 職員等の長期的な雇用及び確保計画 業務開始時期までの引継体制、職員の指揮命令系統の確立 [5 点]	
	2 運営理念及び事業実施方針	
	(1) 放課後児童健全育成事業に対する理念について [5 点]	75 点
	(2) 放課後児童クラブの運営業務及び質の向上の取組 [5 点]	
	(3) 職員体制及び労働環境の整備について [5 点]	
(4) 放課後児童支援員等の経験年数等に応じた賃金改善策 [5 点]		

	3 育成支援の内容 (1) 育成支援の内容及び質の向上の取組 [5点] (2) 障害のある子どもへの支援内容の工夫、職員体制 特に配慮を必要とする子どもへの対応について [5点] (3) 保護者との情報共有、保護者からの相談、要望、苦情等への 対応に関する取組 [5点]	
	4 学校及び地域との関係 (1) 学校、保育所、幼稚園、地域、関係機関との連携について [5点]	
	5 衛生管理及び安全対策 (1) 衛生管理、感染症への対応方針 [5点] (2) 事故やケガの防止と対応 防災及び防犯対策 [5点]	
	6 職場倫理 (1) 放課後児童健全育成事業の社会的責任と職場倫理 [5点]	
	7 事業内容の向上 (1) 要望・苦情への対応 [5点] (2) 事業内容向上への取組 [5点]	
	【価格評価】 1 費用に関する取組 (1) 経費削減等の企業努力、取組 [5点] (2) 費用コスト（見積金額算定）の妥当性 [5点]	

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外し失格とする。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- オ 選定結果までに、参加資格要件を満たさなくなったことが判明した場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(7) 提出書類の取扱い

- ア 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- イ 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- ウ 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- エ 提出書類等は返却しない。
- (8) その他実施上の留意事項
- ア 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
 - イ 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
 - ウ 提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
 - エ かすみがうら市から受領した資料は、かすみがうら市の了解なく公表及び使用できない。
 - オ 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
 - カ 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、かすみがうら市情報公開条例（平成17年かすみがうら市条例第13号）に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

担当部署（問合せ先）

〒315-0052 茨城県かすみがうら市下稲吉1868-22

かすみがうら市保健福祉部子育て支援課大塚児童館

TEL: 0299-59-4088 FAX: 0299-59-4088

E-mail: ootsuka@city.kasumigaura.lg.jp